

## 平成24年度事業報告

### 第1 はじめに

#### <新しき地域社会のために>

当法人は、平成17年10月1日に公表した「成年後見制度改善に向けての提言」において、「市民後見人」の必要性を提言し、従来より、視察等を通じてドイツの「名誉職世話人」の活動に注目してきた。

当初は第三者後見人の受け皿が専門職後見人のみでは不足するのではないかとの理由から注目していたが、近時においてはその特質及び意義に着目し、地域に根ざした社会貢献活動の一環としての市民後見人の役割に期待するところである。

昨年度において当法人は、市民後見人育成事業支援委員会を組成して各自治体等による事業実施を支援できるような体制づくりを図るとともに、自治体等が実施する市民後見人育成事業の教材として「市民後見人養成講座」第1巻～第3巻を公刊した。「市民後見人養成講座」については、多くの自治体、社会福祉協議会等から問い合わせが寄せられている状況である。

また、当法人に対し、多くの自治体等から具体的な市民後見人育成事業の実施についての相談・要請が寄せられている。

このように日本全国で市民後見人育成事業が実施され、適格性のある市民後見人が生まれ活動することは、成年後見制度のすそ野を広げることにつながり、「成年後見の社会化」を一層推進することに寄与することになるものと考えられる。

ただ、報酬受領目的追求や任意後見契約を多数受託するなどして本来の市民後見人像からかい離する等の懸念も存在することから、今後は、本来あるべき市民後見人の活動について議論の場を広げるとともに健全な育成に必要な措置が講じられることを期待するものである。

#### <会員不祥事を起こさないリーガルサポートを構築する>

当法人においては、この数年は「横領等の不祥事との闘い」の期間とも言える。

当法人は不祥事が起こるたびに再発防止策を講じて対応してきたが、未だ残念ながら道半ばである。

ただ、①新たに成年後見業務を行おうとする会員に対して、新規研修を通じて漏れなく成年後見業務の基礎と必要な見識を身につけてから実務を行うよう研修の内容の充実を図る、②全会員が担当する事案においては、会員自身の自律を促し信頼性の高い業務遂行を確保するため、支部による業務報告書の提出状況の管理及び支部執務管理担当による精査体制を強化する、③残念ながら会員が不祥事に着手した場合速やかにその事実を察知し、被害を最小限にとどめるため業務報告書の精査のスキルアップを図る、④法人内部の速やかな手続きのため円滑な法人内の連絡・連携等を図る、⑤会員のメンタルを含めた健康状態・執務状況に注意を払うなどきめの細かい対応を行う、以上5項目の充実度を向上させることにより、不祥事の未然防止ないし被害少額化を目指すという対応の方向性は確立してきたと言える。

#### <東日本大震災被害への対応>

昨年度は一昨年3月11日に発生した東日本大震災の対応の実質2年目であったが、支部と協力して現地視察・電話相談等を行ってきた。当初から実施してきた電話相談の相談件数が少

なく、より求められる新たな相談体制への移行が必要と感じている。

## 第2 重点目標

### 【公益目的事業】

#### I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

会員の不祥事を起こさない体制を構築することを最大の目標として、事業を執行してきた。「全会員が報告書提出を厳守」「全支部が会員に報告書の提出を促し精査を徹底」「苦情や会員の問題行為への組織的対応を確立」に取り組み、新たな不祥事防止策として、個人情報保護にも配慮しながら報告書に通帳最終頁写しを添付させる等実行してきた。

また、引き続き多方面にわたる研修を実施し、高度な倫理観をもった専門性の高い後見人等及び後見監督人等を養成していくために、昨年度、新規研修（新規名簿登載研修）の改革を実現させた。

#### 1. 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

当法人の行う「専門職後見人指導監督事業」は、被後見人等の権利の擁護には不可欠の事業であるとの認識から、後見人等及び後見監督人等の権限濫用や不正行為を防止し、不適切な後見執務及び監督執務があればそれを是正させるための指導監督を行った。

具体的には、支部（本部）が会員の受託事件を把握するため、業務報告書提出の徹底を図り、提出された業務報告書を的確に精査することにより、後見人等及び後見監督人等の不適切行為を未然に防止し、不適切な後見執務及び監督執務には是正に向け指導を行った。そこで、当法人は、昨年度も本部直轄で受託事件数等の一斉調査を実施し、支部の努力により一部の会員を除き殆どの会員が調査に応じ、受託事件数等については把握が可能となった。更に、支部訪問やブロック執務管理委員会等を通じて業務報告書の的確な精査方法を支部に伝えた。

なお、業務報告書の現金・預貯金の残高報告については、昨年度から通帳等の写しを添付させることとなったことで、不実の報告に対する有効な抑止力になったと考えている。ただ、提出された報告書の精査の際に、支部の執務管理委員等が通帳の最終残高合計を電卓で計算をしなければならない支部があり、多大な負担を強いていた。これについては、今年度から稼働が予定されているLSシステム上で自動計算が可能となる設計や、補正や指示事項等についてもLSシステム上で行い、その記録も保存されるように提案した。

また、専門的に養成された後見人等及び後見監督人等でも解決できない困難な問題に対しても、これまでの膨大な情報の蓄積を駆使し、その解決策を提示し、成年後見制度の利用者を後見人等及び後見監督人等を通して支援した。

#### 2. 公1 - ② 専門職後見人養成事業

「新規研修」（新規名簿登載研修）の抜本的改革について、全支部の意見照会をして再検討した後に最終的改革案を確定し、今年4月1日から実施することになった。これで、新規研修として、新入会員が名簿登載をするに際して一定水準の後見事務を遂行できるだけの知識を取得するための最少限度必要な研修制度を確立することができた。

また、そのために、「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿 登載・更新の手引き」の改正作業を行った。

#### II 公2 法人後見・法人後見監督事業

当法人では、個人では受託が困難な広域事案、暴力事案、強度の他害性事案、困窮者事案

その他公益的な事案に限定して受託する方針を掲げている。この方針の下、昨年度は新たに6件の法定後見人に就任した。

また、昨年度に引続き、法人後見業務を遂行する上での現実の問題点を本部・支部・事務担当者が共有し解決するために法人後見事案を抱えている支部を訪問し、支部の法人後見担当役員や事務担当者と意見交換を行った。

### Ⅲ 公3 成年後見普及啓発事業

当法人は、社会に対して成年後見制度を利用することの必要性和その有用性を周知し、その普及と利用促進を図り、さらに成年後見制度の健全な発展を図ることを目的に「成年後見普及啓発事業」を行っている。

昨年度は、東日本大震災に関する災害対策事業として一昨年に引き続き無料電話相談を実施したほか、厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用した高齢者虐待防止に関する補助金事業を継続した。

また、「市民後見人」に関する書籍を発刊する等市民後見人育成事業に関する支援事業を実施し、「後見制度支援信託」の運用実施と最高裁等と親族後見人監督事務に関する協議を開始した。

#### 1. 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

一昨年度に引き続き、フリーダイヤルを利用して無料電話相談を実施するとともに、宮城県内の行政・福祉関係機関への訪問・視察を実施した。また、司法書士理事と被災地支部（岩手支部、宮城支部、ふくしま支部）役員との合同会議を実施し、それを受けて、宮城県内で、行政や福祉関係の職員との無料同行面接相談活動を実施し、また、気仙沼地域にて面接相談活動を実施した。

#### 2. 公3 - ④ 書籍等出版事業

当法人は、成年後見制度の普及活動の一環として書籍等出版事業を行い、数々の書籍等の出版を手掛けてきた。

昨年度は、全国の市町村等で実施が予想される市民後見人養成事業において、テキストとして採用されることを目指し、「市民後見人養成講座」全三巻を編集し発刊した。

また、当法人が「企画」を担当する後見業務総合実務書「実践 成年後見」について、後見実務に資する有益事例の収集を行い内容の充実を図る一方、司法書士の定期購読者を増加させるべくブロック会議等の場で呼びかけを行った。

#### 3. 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

当法人は、一昨年度よりイギリスの2005年意思能力法行動指針を参考にして、我が国の成年後見制度を支えるあらゆる後見人が成年後見制度の理念・趣旨に則した事務遂行を行うためのガイドラインとして「後見人の行動指針」の策定作業を行っている。

昨年度は、「後見人の行動指針」に関するシンポジウムを開催し、具体的な成年後見人の行動指針の委員会案を提示した。

また、一昨年度運用開始した「後見制度支援信託」の運用開始に伴い、最高裁判所事務総局家庭局及び日本弁護士連合会と円滑な運用に向けた協議を行ったほか、親族後見人に対する監督にあり方に関して日本社会福祉士会を含めた協議を開始することとなった。

#### 4. 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

老人福祉法第 32 条の 2（後見等に係る体制の整備等）が創設されて市町村は市民後見人の養成及びその活用に必要な措置を講ずる努力義務が課せられ、その改正法が昨年 4 月 1 日より施行された。

これを受けて、当法人が全国の市町村が実施する市民後見人育成事業に十分かつ適切に関与するために「市民後見人育成事業支援委員会」を設置し、当法人の考える市民後見人のあり方などについての検討を開始した。

また、当法人会員の他、関係省庁職員や学識経験者、関連団体などの協力を得て、「市民後見人養成講座」を発刊した。厚生労働省の提示するカリキュラムに沿いながら、より後見実務に密着し充実した内容となっており、複数の市町村等において市民後見人養成講座のテキストとして採用された。

## 5. 公 3 - ⑦ 地域連携促進事業

### (1) 高齢者・障害者虐待防止等に関する地域連携の促進

当法人における高齢者虐待防止に関する取り組みについては、平成 18 年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の下、各関係機関と連携体制を構築することが重要であると認識しているが、現状では法律家の連携体制が十分に構築されているとは言い難いことから、法律家の果たす役割を明確にするために、市民公開シンポジウムを開催し、各関係機関との連携を図った。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、昨年 10 月に施行されたことから、法律家が障害者に対する虐待防止に関与するための基礎知識として、その条文解説集を作成した。

### (2) 厚生労働省老人保健健康増進等事業

一昨年度に引き続き厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用した事業を実施した。

昨年度は、法律専門職への調査を実施し、法律専門職側が考える連携の実態と課題を把握し、行政及び関係機関及び法律専門職の両面から更に分析を進め、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係専門機関介入支援ネットワークの推進と法律専門職との連携モデルの呈示と標準的手法の研究開発を実施した。

また、一昨年度に実施した厚生労働省老人保健健康増進等事業の成果を日本高齢者虐待防止学会（J A P E A）神戸大会において発表した。

## 【法人管理業務等】

### 1. 組織財政改革検討事業

成年後見制度の重要性が広く認識され、組織構成員数及び受託件数が急速に拡大している現状を踏まえ、当法人は、長期的ビジョンに立って、従来の組織及び財政全般に関する全面的な見直し作業とともに、本部及び支部における事業執行のあり方についての検討を行った。

特に、身元信用保険終了に伴う代替スキームの構築については、「身元信用保険の代替金の交付に関する基準」を策定し、また、市民後見人養成支援については、「市民後見人育成事業支援委員会」を立ち上げて活動を開始し、当法人が市民後見人の養成・支援、そして公的支援制度の構築等に積極的に関わっていく姿勢を明確にした。

支部会費については、不足財源を手当てするための支部交付金の見直しを進め、今後 2 年程度をかけて段階的に廃止する方向で調整中であるが、L S システムの導入によって支部交付金をめぐる状況がやや不透明となったことに加え、今後、定率会費を含む会費制度全般の見直しを進める予定であることから、支部会費の廃止時期の提案は、当初のスケジュールか

ら1年程遅れた平成27年度定時総会となる見込みである。

## 2. 会員支援システム検討事業

現在、当法人の会員数は設立当初の約2倍である6,000名を超え、ここ数年は毎年約600名前後の入会があり、今後もさらに増加が見込まれる。会員が受託する事件総数も年々増加しており、この傾向は今後も継続するものと思われる。このように当法人を取り巻く環境が激変し、これに伴い法人全体の事務負担の増加は避けられない状況である。

そこで、法人全体の今後を見据え、以下のような運用の効率化等を図るとともに、本部・支部そして会員の各負担を軽減する方策の一つとして、LSシステムを導入することとし、その開発を進めてきた。

- ① 会員、支部、本部間の情報共有化（一元化）
- ② 会員数や受託事件数の増加を見据えた事務局体制の見直し
- ③ 支部及び本部が行う各種管理事務の効率化
- ④ 会員からの各種申請・報告のシステム化

## 第3 具体的事業報告

### I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

#### 1. 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

##### (1) 執務管理支援

##### ① 受託事件数完全把握と業務報告書未提出の解消の取り組み

当法人としては、会員に対し適切な指導支援をするためには、会員からの継続的な業務報告書の提出が必要不可欠であると考えており、業務報告書未提出の解消を目指して活動を行った。その前提として、会員の受託事件数を把握する必要があるので平成22年度から実施している「全国一斉受託事件数調査」を昨年度も実施した。その結果、昨年9月末現在の受託事件数等調査については、ごく一部の会員については、再三の督促にもかかわらず未回答となったものもあったが、受託事件数等をほぼ把握することができた。

(事業報告別紙〔7〕参照) また、業務報告書については、100%提出支部が24支部、95~99%提出支部が10支部、90~94%提出支部が10支部、85%~89%提出支部が1支部、80%~84%が1支部、75~79%提出支部が2支部、70~74%提出支部が1支部、60~69%提出支部が1支部で、90%以上の提出率の支部が44支部となっているが、未提出解消までには至っていないので、引き続き業務報告書未提出解消を目指し活動する。

##### ② 法定後見を中心とする業務報告書の提出頻度、提出時期ならびに業務報告書に関する受託管理簿の作成及び本部への定期的な提出等

業務報告書の提出頻度、提出時期について統一している支部が大多数である。しかし、提出月を会員に任せている支部も少数存在しており、業務報告書の提出月の把握が困難となり、未提出者に提出督促をするタイミングを逸していた。

そこで、昨年度も、提出月を支部で統一するように薦める活動を行っていたところ、一部の支部は、提出月を統一する方向で対応された。

支部が作成する受託管理簿は、提出状況等を把握し易い様式とする必要があることから、管理簿作成について指導・アドバイスを行ったところ、報酬についての情報を管理簿に反映したり、報告書提出日のみでなく対象報告期間等の欄を設ける等工夫された支部があった。また、支部が作成した受託管理簿は、毎年、2月と8月に提出していただくことになっているが、提出期限を遵守しない支部があったが、全支部提出されるようになったので、

今後は、提出期限を遵守するよう指導を行う。なお、LSシステム稼働後、LSシステム上で自動的に管理簿が作成されるには、全会員がシステムを利用していただく必要がある。

③ ブロック執務管理委員会及び支部訪問について

ブロック毎に年1回開催するブロック執務管理委員会は、日程調整が難しい中、全ブロック開催することが出来た。本部執務管理委員から、委員（担当理事）を2名～4名派遣し、ブロック内での執務に関する情報交換や協議を行った。昨年度から、遂行報告書に通帳写しを添付するようになったこともあり、通帳添付状況等についても情報交換を行ったが、一部会員への説明不足等で添付漏れとなっている支部もあったが、概ね添付がされていることを確認できた。

目標としていた25支部の訪問調査を実施することができた。支部訪問では、支部からの要望もあり、報告書精査方法と疑問点についての対応等についての研修会を行ったところ、「今までの報告書精査のやり方を見直したい」、「論点を絞った精査のやり方がわかった」、「収支予定の考え方を取り入れた執務管理の重要性が理解できた」等の意見があった。また、昨年度より支部訪問調査等を効率的に行うために、支部訪問で判明した支部への課題や評価すべき点等を支部毎に一覧表にまとめることができたので、次回に同支部を訪問する際には、別の委員が担当してもその支部の執務管理状況等がイメージできるシステムを構築した。また、少数ではあるが、報告書未提出者に対する督促が不徹底な支部や、業務報告書を出さないと断言する会員がいる支部に対しては、「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」に基づいて粛々と進めて行く必要があることを説明したところ、昨年度は、支部から本部への上記運用指針に則った要請が増加した。

④ ヒヤリハット集の作成

支部の研修会や支部の執務委員等に役立てていただくために、ブロック執務管理委員会、支部訪問や本部執務委員会委員からの情報等を基に、後見人等業務を遂行する際に陥りがちな事例を集めたものを「ヒヤリハット集」としてまとめ、支部に配布した。

⑤ 「預り金口座」利用の実態調査に基づく検証作業

後見人が、被後見人の財産の一部を「預り金口座」を開設して管理し、その口座から預金の一部を私的に流用していたという事件が発生したことを受け、平成21年から平成22年までに支部を通じて『成年被後見人等死亡前後の預貯金の払い出しの対応についてのアンケート』を実施した後、業務相談委員会において、一昨年度にその集計結果を詳細に検証した上で、昨年度は、検証結果を基に更に検討を重ね、「預り金口座」のあり方に関する方向性を示すべく、「法定後見の事務において預り金口座を開設することに関する指針(案)」(別紙①参照)を作成した。

しかし、理事会及び業務審査委員会において慎重に検討した結果、預り金口座の性質については、複数の裁判例が一定の見解を示しているものの、研究者によってその解釈がまちまちで定説がないこと、また金融機関によって対応が異なること等の理由から、現時点で当法人としての方針を決定することは難しいと判断し、確定には至らなかった。

今後は、これまでの成果である指針案を踏まえ、更なる研究や全国銀行協会との協議等を実施し、来年度以降にその成果を公表できるように努めたい。

⑥ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられた相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において、問題事例または対処困難事例等の相談に応じた。

相談の中には基本的な知識や多少の経験があれば容易に回答できるものも散見されたため、「会員の孤立化を防ごう」と題した文書(別紙②参照)を作成し、各支部において相談体制を整備するよう周知した。

⑦ 見守り事務に関する報告書等の検討

不祥事再発防止の観点から、任意後見契約または任意代理契約（財産管理等委任契約）の締結後その効力発生前における会員の執務状況を把握するため、見守り事務に関する報告書の様式について検討し、「任意後見・任意代理発効前定期報告書」の標準様式を作成した。

また、この見守り事務に関する報告書の提出を円滑に行うために「支部運営規程基準」の改正案を示し、あわせて任意後見契約または任意代理契約を締結した後の業務報告書の提出方について改めて整理した説明文書（別紙③参照）を作成した。

⑧ 支部に寄せられた会員に対する苦情案件についての検討

支部から報告のあった苦情案件について検討した。昨年度中に寄せられた苦情案件の特徴として、後見（保佐・補助）監督人としての不適切な対応、報告書の長期未提出等、家庭裁判所からの苦情が増加していることが挙げられる。

**（２）業務審査委員会における検討に関する事項**

業務審査委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議した。昨年度は、会員の執務状況に関する協議、困難な法人後見事件の対応及び高齢者虐待防止に関する補助金事業等について協議した。

**（３）紛議に関する事実関係の調査**

昨年度、会員の不適切な行為が問題となり、紛議調査委員会に付託された事例が２件あったが、事実関係の調査、資料収集及び関係者らに対する事情聴取等を経て、その結果を理事会へ報告した。

**（４）支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援**

昨年度もブロック会議や支部本部連絡会議の場を中心として多岐にわたる課題等について情報交換を行った。また、本部としては従来のブロック会議・支部本部連絡会議に支部の区分のあり方について検討を行った。

① ブロック会議

全国支部における円滑な支部運営を目指すため、支部ごとの運営方法について情報交換するとともに各支部が抱える課題について意見交換をするため、また、本部からの情報伝達を行うためにブロック会議を行った。主な内容は、会員の執務管理に関する事項、各支部における苦情対応、任意代理に関する事項、新規名簿登載研修制度の改正、L Sシステム構築、組織財政改革検討事項及び後見制度支援信託の実施状況等であった。

② 支部本部連絡会議

今年度の事業計画案及び予算案策定に向けた課題等について支部・本部が意見や情報を交換することで問題点の把握や情報の共有化を図った。主な内容は、業務報告書提出義務を履行しない会員の除名に関する規定の整備、新規名簿登載研修制度の改正、L Sシステム構築、組織財政改革検討事項及び各地の市民後見人育成事業の実施状況等であった。

③ 支部への情報発信

支部への情報発信方法としては、文書送付、支部・本部の役員メーリングリスト、当法人ホームページ、会員通信、メール送信や架電等があるが、昨年度においてもこれらの媒体を利用し情報発信を行ってきた。このうち、会員通信については、Vol.154～168 を発行し、会員 E メールアドレスへの直接配信や当法人ホームページへの掲載を行った。

また、会員向け情報発信以外にも、日司連が発行する「月報司法書士」に投稿を行い、未

入会の司法書士に対し入会を促すとともに、成年後見制度や当法人の活動についての周知を図った。月報司法書士への投稿の詳細は以下のとおり。

平成24年4月号	「成年後見センター・リーガルサポートが目指すこれからの法人後見業務」 常任理事 正木文久
平成24年5月号	「成年被後見人に選挙権を！～選挙権回復を求める署名活動を実施中です～」 常任理事 岩井英典
平成24年6月号	「平成24年度事業計画について」 専務理事 矢頭範之
平成24年7月号	「執務管理（支援）の方法」 副理事長 井上広子
平成24年8月号	「成年後見専門誌『実践 成年後見』の定期購読を！！」 常任理事 義國啓一
平成24年9月号	「去年今年貫く棒の如きもの」 副理事長 多田宏治
平成24年10月号	「障害者虐待防止法の施行にあたって」 常任理事 田中 勇
平成24年11月号	「成年後見関係事件の概況—平成23年1月～12月—から」 常任理事 西川浩之
平成24年12月号	「LSシステム（Legal Support System）の構築について」 常任理事 木村一美
平成25年1月号	「明日に新しい橋を架けよう」 理事長 松井秀樹
平成25年2月号	「『公益信託 成年後見助成基金』について」 常任理事 齋藤利美
平成25年3月号	「市民公開シンポジウム開催報告」 高齢者・障害者虐待防止委員会 委員長 石田頼義

## 2. 公1 - ② 専門職後見人養成事業

### (1) 「新規研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革に向けた基盤整備及び改革の実施

#### ① 「新規研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革について、全支部の意見照会をして再検討した後に最終的改革案を作成し改革を実施

一昨年度の支部本部連絡会議や全支部への意見照会によって出されたいろいろな意見を踏まえ、昨年度最終的な「新規研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革案をまとめあげ、再び全支部に意見照会をした後に確定し、平成25年4月1日から実施することになった。これで、新規研修として、12科目18単位の内容を確定し、関連付けることによって新入会員が名簿登載をするに際して一定水準の後見事務を遂行できるだけの知識を取得するための基盤を確立することができた。

#### ② 「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿 登載・更新の手引き」の改正

「新規研修」(新規名簿登載研修)の抜本的改革に伴って必要な「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿登載・更新の手引き」の改正作業を行うとともに、さらに、この機会に全般的にこれらの規程等の見直し作業を行った。

#### ③ 「新規研修」(新規名簿登載研修)の実施・DVD作成の準備

大阪支部と共同して今年4月に12科目18単位の「新規研修」(新規名簿登載研修)を実施するための準備活動をし、DVD作成を行うための準備活動を行った。

#### ④ 「新規研修」(新規名簿登載研修)の各科目の講義で必ず触れていただきたい重点項目集の作成



今年4月～6月に、12科目18単位の「新規研修」（新規名簿登載研修）を生講義で実施する支部のために、11科目（⑫「虐待等、人権に関する内容」は除く）について講義で最低限押さえていただきたい重要項目を記載した文書を昨年12月に支部に送付した。

## （2）支部研修に対するバックアップ体制の充実

### ① 支部研修支援のための研修DVDの作成

様々な事情から主体的に名簿登載・更新に必要な研修会を実施することが困難な支部を支援するために、福岡支部に委託して「新規・更新研修」（10科目14.5単位。但し、今年4月からは更新研修としてのみの使用が可）のDVDを作成し、また、広島研究大会の4分科会（4科目8単位）、日司連会館で開催されたシンポジウム（「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について～高齢者が安心して幸せな生活を送るために～」と「成年後見人はどう行動すべきか～成年後見人の行動指針を考えよう～」4科目6.5単位）、松井秀樹理事長の倫理研修（1科目1単位）についてDVDを作成して全支部に配布した。

昨年度DVDとして支部に配布した研修会の講義総数は、19講義、単位総数は、30単位であった。

### ② ブロック研修会・複数支部合同研修会開催の助成

研修会の単独開催が困難な支部の支援をめざして、ブロック研修会または複数支部合同研修会への助成を行った。昨年度は、2ブロックの研修会及び1複数支部合同研修会に対し助成を行った。

### ③ 支部での倫理研修実施の確認検証のためのアンケート調査を実施

過去に実施された、全支部の研修担当者に対する倫理研修講師養成講座を受けて、以前送付した研修題材『倫理研修プログラム』を参考にした、少人数のグループディスカッション形式研修や事前レポート提出の講義形式研修が全支部でどのように実施されているのか、そして、倫理研修の内容、方式等を確認検証していくために全支部に対してアンケート調査を実施した。来年度、そのアンケート調査結果を分析して、さらなる倫理研修の確立に向けた活動が必要となる。

### ④ 支部・本部における研修講師の氏名、所属先等公開の検討、実施

支部研修会の開催に際して、外部講師・他支部や本部役員講師を依頼する場合に、全国でどのような講師がどのようなテーマの研修を講義しているかについての情報を公開するために講師名簿登載制度を開設した。手始めに、平成21年度から平成23年度の研修実施報告書から本部で講師名簿に登載していただきたい講師を選別し、支部の協力をもとに講師の名簿登載承諾書をもらっていた。来年度早々に名簿を支部に送付する予定である。今後この事業を継続するための段取りが必要である。

### ⑤ 支部で自前の生講義を開催するために、全国の各支部における研修会でのレジュメ・資料等の公開、支部での講師養成システムの検討

ここ2年間、全支部の研修担当者を集めて、倫理研修講師養成講座を開催した。この経験を活かしながら支部において自前の講師を養成できないか、また、そのために、全国の各支部における研修会でのレジュメ・資料等の公開ができないか、について検討するまでには至らなかった。

### ⑥ 支部研修支援のあり方、当法人の研修制度システムの根本的なあり方についての検討

「新規研修」（新規名簿登載研修）と「更新研修」（登載名簿更新研修）の区別のあり方については、新規研修の確定によって形式的には確立できたが、更新研修のあり方については、今後さらに深めていく必要がある。生の講義形式とDVD研修形式のあり方については、前者を原則とすべきであろうが、実践的には克服すべき課題は多い。

生涯研修制度の段階的研修システム(例えば、研修内容の新規研修、初級研修、中級研修、上級研修等の段階的発展システム)のあり方、講義形式の研修とディスカッション形式の研修のあり方、インターネットによる研修システムの導入等総合的な研修のあり方については、十分な検討はできなかった。

⑦ 支部研修会の本部への報告の徹底

支部でどのような研修会がどれくらい開催されているのか本部が把握することは上記⑤⑥を検討するための基本的な情報となる。研修実施要綱第8条で支部研修会の実施の詳細について本部への報告が義務付けられているのもそのような趣旨を含んでいるが、支部で実施したすべての研修会の報告書を提出していない支部がまだある。

⑧ 支部研修担当者対象のメーリングリストの活用

支部研修担当者対象のメーリングリストを活用し、本部と支部の間で、また支部と支部の間での研修に関する情報交換を活発にしてきた。

### (3) 研修の共通補助教材改訂の検討

① 各種ハンドブックの改訂の検討、実施

家事事件手続法の施行に関係した各種ハンドブックの改訂を検討し、昨年度は、まず法定後見ハンドブックの改訂作業を終え、全会員に送付した。

② 「新規研修」(新規名簿登載研修)用の教材の検討

各種ハンドブックは、研修会の資料というよりは、どちらかという会員が実務を遂行する上で常に参考にするための辞書的な役割を果たしている。新規研修会の教材として使用するには、少し分量が多過ぎるかもしれない。そこで、新規研修会のための講義レジュメ(受講生用・講師用)を開発できないか検討した。講義レジュメとまではいかないが、先に述べたように、「新規研修」(新規名簿登載研修)の各科目の講義で必ず触れていただきたい重点項目集の作成はできた。今後は、実際に開催される研修会のレジュメ等をもとに検討していく必要がある。

### (4) 日司連との共同事業、協力関係の強化

日司連の後援を得て、2つのシンポジウム(「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について～高齢者が安心して幸せな生活を送るために～」と「成年後見人はどう行動すべきか～成年後見人の行動指針を考えよう～」)を企画し開催した。

日司連中央新人研修に講師を派遣し、各ブロックの新人研修の講師と連絡を密にして、中央とブロック間の連携の取れた新人研修会を開催する足掛かりとなった。

### (5) 第3回広島研究大会の開催

昨年7月1日第3回広島研究大会が開催された。広島支部(リーガル過疎地における地域連携)と岡山県支部(死後事務にどう向き合うか-事例を通して見えてくること)による分科会と本部の2つの委員会による分科会(成年後見人はどう行動すべきか、成年後見人の身上配慮義務と医療代行決定のあり方について)の合計4つの分科会が開催された。分科会で配布されたレジュメ・資料は、当法人ホームページに掲載されているのでぜひ参照いただきたい。

### (6) 入会促進と名簿登載促進、名簿未登載者問題解決のための取組み強化

当法人の会員数については、平成21年度には目標の5,000名に達することができ、その後年々増加し続け、昨年度には6000名を超えることになった。これはひとえに、各支部の

積極的な活動と日本司法書士会連合会、各司法書士会のご協力があったのことに感謝申し上げたい。また、当法人会員の日頃の成年後見業務が未入会の会員にも少なからず好影響を与え入会を促したものとも思われる。

また、後見人等候補者名簿の登載者数であるが、当法人の当面の目標としては、5000名としているが、昨年度は4898名（後見人候補者名簿、後見監督人候補者名簿及び両名簿登載の延べ人数）と、会員数の増加に比例して増加し、当面の目標に達しようとしている。後見人等候補者名簿登載者数は、実際に後見業務に取り組んでいく会員数であることから、今後さらに名簿登載の促進に力を注いでいく必要がある。

会員数に対する名簿登載者数の割合（名簿登載率）は、全国的に見て、司法書士正会員の場合一昨年度は69%であったが、昨年度は76%と改善傾向に向かい始めている。また、名簿未登載者問題解決のために、会員が後見事務を遂行するためには名簿登載しなければならないとの義務規定を設けることができないかどうかについて検討したが結論を出すまでには至っていない。一旦支部の推薦を受けて後見人となった会員が名簿登載を更新できずに、名簿登載しないまま後見事務を遂行する例が、一部ではあるが見受けられる。また、名簿登載しないまま後見事務を行っている会員が一部存在する。

支部は、そのような会員に対して名簿登載をするように会員に粘り強く働きかけるとともに、管轄の家庭裁判所に対して当法人の研修制度、名簿登載制度について説明し理解してもらう努力をする必要がある。少なくとも、名簿登載者でなければ、今年度から開始される身元信用保険の代替金の交付がなされることはないことについてはきっちりと伝える必要がある。

## II 公2 法人後見・法人後見監督事業

### (1) 法人後見、法人後見監督への対応

昨年度の受託方針は①法定後見（監督）は、暴力・困難事案等、個人では受託困難な事案をはじめ、公益的な事案を受託する。②任意後見は、多様な法人後見の需要に応えることができるよう法人体制や契約内容について検討研究を継続する。の2点を掲げた。

当初に予想していたとおり、成年後見制度利用の必要性は増加の一途を辿り、また、その内容においても複雑困難な案件が目立ってきている。

昨年度の法人後見受託事件数は、新規受託事件数が6件、終了事件数が16件であり、昨年度末現在の継続受託事件数は、法定後見人等33件、法定後見監督人及び任意後見監督人38件、任意後見契約件数64件、任意代理契約に基づく監督者364件となった。

新規受託事件6件の内訳は、成年後見人1件、保佐人1件、補助人1件、任意後見監督人3件であった。成年後見、保佐、補助の3件はいずれも個人が後見人等に就任した場合に被後見人等やその親族等関係者から後見人等に精神的・肉体的な暴力行為、迷惑行為の蓋然性が高いと思われる事件や、複数担当者体制が望ましいと思われる公益的な事件である。

法人による任意後見については検討研究が進んでいない。公益社団法人としてどのような形で任意後見にかかわるべきか今後検討する。

### (2) 法人後見システムの確立

#### ① 全案件の再検討

今後増加が見込まれる困難案件への対応を円滑に行うために、既に問題が解決され個人後見に移行しても問題がないと思われる案件4件を法人後見から個人後見へと移行した。移行に当たっては、従前の事務担当者が個人として引き継ぐ形を取ることで被後見人等の

ご本人との信頼関係が損なわれないように配慮している。

② 緊急事態への対応検討

緊急事態への対応をはじめとする危機管理に関するハンドブックの作成に着手した。骨子は概ね出来上がっており、来年度中には概要を示すことができる段階に進むと思われる。

③ 支部法人後見体制の確認

法人後見委員会では、法人後見受託支部のうち 10 支部を訪問し、各支部における事務担当者と支部法人後見担当部門のコミュニケーション状況の確認、本部に未報告となっている問題の発掘・解決を行った。

支部訪問を行い、支部法人後見関係者と意見交換をすることで各支部における法人後見受託体制の確認ができ、本部支部間の連携が強化されつつある。支部によって法人後見業務を遂行する体制にばらつきが見られたことから、来年度も引き続き支部訪問を行う必要がある。

④ 本部・支部間の連絡強化等

特に困難事案である法人後見を受託していると思われる支部に対して、本部法人後見委員会への委員の派遣を依頼した。本部としては委員の派遣をしてもらうことで本部・支部間の情報の共有化を深めることが狙いであった。来年度も引き続き困難案件受託支部からの新たな委員の派遣をお願いしたい。

⑤ 重要意思決定事項の一部支部委譲体制の実施

「法人後見受託事案について本部法人後見委員会の承認権限の一部を支部法人後見委員会に委譲することに関するガイドライン」に基づく委譲体制の検証と実行を引続き行ってきた。昨年度においてあらたに委譲対象となった支部はなかった。

⑥ 本部の指導監督機能の強化

本部法人後見委員会をほぼ毎月 1 回開催し、各委員が担当する支部から提出される定期報告書の提出状況の報告を行い、遅滞がある場合や報告書記載内容に不明な点がある場合には、委員会に報告の上で支部に指示書を発信している。一昨年度、昨年度と長期未提出事件がなくなっており、報告書提出状況は改善されている。今後とも報告書の精査を通じた課題の早期発見・対応に努める。

⑦ 傷害保険制度の適用

法人後見を受託する支部、事務担当者及びその補助者等に対する業務従事中の傷害リスクを補償するため導入した傷害保険契約を継続して運用した。

法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行件数による）（設立～H25.3.31）

種別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見人	73	47	26
	保佐人	18	12	6
	補助人	2	1	1
	任意後見監督人	67	48	19
	成年後見監督人	91	72	19
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全管理人	3	3	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見等	任意後見契約〔受任者〕	82	18	64
	任意代理契約〔監督者〕	376	12	364

### Ⅲ 公3 成年後見普及啓発事業

#### 1. 公3 - ① 親族向け成年後見養成講座事業

#### 2. 公3 - ② 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業

##### (1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施

昨年度においても、一昨年度に引き続き、成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業のなかに、①親族向け成年後見人養成講座事業及び②遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業の双方を含めるものとして、成年後見制度の普及に合致する事業に対しては種別内容を限定することなく支部メニュー事業として助成を行った。

また、各支部において実施された企画実施内容・作成資料等については、ホームページの支部の部屋を活用して掲載していただくなど情報交換を通して各支部の事業を支援した。

#### 3. 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

##### (1) 災害対策事業

昨年度災害対策事業として下記の事業を行った。また、事業報告別紙〔18〕のとおり当法人が受領した印税・監修料等を公益社団法人あゆみの箱『災害義援金（第4次義援金）』へ寄付した。

##### ①電話相談

一昨年度に引き続き、フリーダイヤルを利用して無料電話相談を実施した。昨年度は、宮城支部で1年を通して担当して実施したが、残念ながら、その相談件数は32件と少なかった。今後、成年後見制度に関する相談需要は増えてくることが予想され、相談方法や広報のやり方を含め検討していく必要がある。

##### ②宮城県内の行政・福祉関係機関への訪問・視察

昨年4月13日、本部役員と宮城支部役員が4組に分かれて、宮城県内の被災者サポートセンターや地域包括支援センター等下記関係機関を訪問し現地の状況を視察した。

##### ・気仙沼地域訪問チーム

気仙沼市応急仮設住宅入居者等サポートセンター(一関地区)、気仙沼市保健福祉部地域包括支援センター、気仙沼市社会福祉協議会、大谷公民館応急仮設住宅入居者等サポートセンター

##### ・石巻・南三陸方面訪問チーム

石巻市山下地域包括支援センター、石巻市渡波地域包括支援センター、女川町地域包括支援センター

##### ・仙台周辺及び仙台市内の訪問チーム

多賀城市中央地域包括支援センター、宮城県障害福祉課：自死予防対策担当、宮城県長寿社会政策課（サポートセンター予防対策部署）、仙台市成年後見総合センター

##### ・仙南地域訪問チーム

岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター、岩沼市里の杜サポートセンター、マリンホーム地域包括支援センター、名取東地域包括支援センター、名取市被災者サポートセンター(名取市震災復興部生活再建支援課)

##### ③昨年4月14日、宮城県において被災地支部（岩手支部、宮城支部、ふくしま支部）役員と司法書士理事の合同会議を開催

前日の視察やこの日の合同会議によって、被災地支援のあり方について現在行っている無料電話相談とともに、今後は、特に面接相談活動に力を注ぐことになった。

##### ④行政や福祉関係の職員との無料同行面接相談活動を実施(宮城支部)

8 件の相談活動を実施した。

- ⑤宮城県司法書士会と共同にて相続・成年後見セミナー及び相談会を 2 回開催(宮城支部)
  - ・昨年 12 月 1 日石巻にて開催 セミナー参加者 36 名、相談 17 件
  - ・今年 3 月 23 日気仙沼にて開催 セミナー参加者 53 名、相談 17 件
- ⑥気仙沼地域にて相談活動を実施 (静岡支部)
  - 9 月～11 月で、5 回実施、13 件の相談があった。

## (2) 高齢者及び障害者のための成年後見相談会

昨年度も、司法書士会との共催関係を維持しながら「全国一斉成年後見相談会」から「高齢者及び障害者のための成年後見相談会」に名称を変更しての開催を各支部へお願いした。その結果、昨年度においても全支部で実施されたとの報告があった。今年度も、引き続き標記相談会の実施を各支部にお願いする次第である。

## 4. 公 3 - ④書籍等出版事業

### (1) 「実践 成年後見」の企画等

#### ① 「実践 成年後見」の企画並びに編集委員会への企画の報告

後見業務総合実務書「実践 成年後見」は、平成 12 年 4 月に新しい成年後見制度が施行されたその年に創刊され、現在までに第 45 号が発刊されることとなった。

当法人企画委員会は、「実践 成年後見」の骨組み作りである企画を担当し、その時々に応じた視点・内容が同書に盛り込まれるよう活動を行ってきた。

また、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士で構成する編集委員会に企画委員を派遣し、企画の報告を行ってきた。

昨年度は、

- ・企画委員会を年 4 回開催し、編集委員会に年 4 回企画委員を派遣し企画の報告を行った。
- ・企画委員より、各支部に「後見業務等の事例収集」への協力をお願いし、後見業務に役立つ事例の収集に努力した。
- ・「実践 成年後見」の第 42 号から第 45 号を企画発刊した。

#### ② 「実践 成年後見」の定期購読推進

「実践 成年後見」が、法律関係者、福祉関係者、家庭裁判所、行政まで、幅広く購読され、後見業務に携わる者の日々の行動指針になっていることから、各支部でも「実践 成年後見・読込み勉強会」等を企画して、さらに同書を活用して後見業務に生かしていただくよう、ブロック会議等の場で「定期購読」の呼びかけを行った。

### (2) 書籍出版事業

- ① 「任意後見実務マニュアル」電子書式化の検討
- ② 「後見六法<2012 年版>」の監修
- ③ 「市民後見人養成講座」全三巻の編集
- ④ 「月刊登記情報」連載記事の監修
- ⑤ その他、他団体発行のリーフレット等の監修

## 5. 公 3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

### (1) 制度改善検討委員会による調査研究事業

- ① 成年後見制度検討改善事業
  - i 制度改善のための下記アクションプランを検討し、実行した。

- ・ 金融機関へのアンケートの調査結果を分析し、回答金融機関と銀行協会に対し集計結果の送付とともに、当法人ホームページと月刊登記情報（(株)きんざい）603号において掲載している旨報告し、今後の相互理解や意見交換・協議の必要性を訴えた。  
また、各支部に対して、講師派遣希望の金融機関の情報を伝えるとともに、集計結果の報告を行った。
  - ・ 成年後見制度利用支援事業に対する各自治体からのアンケート調査の回答を回収を終了し、協力支部における回収及び集計作業の結果も含めて、全国の自治体の集計、分析を行った。その後、当法人会員専用ホームページにおいて速報値の掲載とリーガルサポートプレス第3号において分析結果を掲載した。（『参考資料』参照）今後、もう少し詳細な分析をしたうえで、改善行動計画の策定及び実行並びに厚労省等関係機関への要望・要請行動の実施は今年度に行う予定である。
  - ・ 身元保証に関する施設及び病院等へのアンケート調査に先立ち、支部に対し、調査実施の要望の有無、その質問内容、実施方法及び調査対象についての意見の聞き取りを行った。支部の意見を集約したうえで、協力支部に対し調査対象リストの提出と調査への協力要請を行うとともに全国の施設、病院対象にアンケート調査を実施した。回収、集計、その結果の分析に基づく改善行動計画の策定は今年度に行う予定である。
- ii 各方面からの意見照会等に対し、下記検討を行った。
- ・ 債権法改正に対するパブコメへの対応は、今回の改正が直接的に法定後見に関する分野でないため、積極的には対応することはしないこととした。
  - ・ 岡山県支部からの墓埋法第9条第1項の運用に関する要望については、自治体の運用実態の把握が必要であるとして、自治体に対して聞き取りを行った。今年度は、成年後見制度における死後事務の研究と関連させながら、検討を重ねていく方向である。
- ② 成年後見制度研究提言事業
- i 身上監護に関する決定権限の体系的整理に向けて下記事業を行った。
- 現状の民法においては、成年後見人には「医療同意権」や「居所指定権」が無いと言われているにもかかわらず、精神保健福祉法上の「保護者制度」や、臨床試験における「代諾者制度」、個人情報保護法等における「法定代理人制度」など、成年後見制度の転用により、後見人に対する身上監護権が民法典以外で付与されている問題について検討するため、「日本社会精神医学会」に参加、医療従事者や研究者における実態の把握、問題点の抽出方法、そして解決策の提言について調査を行った。今年度は上記学会において成年後見制度の観点から研究した成果を発表する予定である。
- ii 公法上の権利擁護システムの整備に向けて下記検討を行った
- 我が国の成年後見制度は（民法）上の代理制度であるにもかかわらず、現実には様々な公法上の代理代行手続をも行なっているという現状を踏まえ、判断能力の衰えた人のための支援制度が成年後見制度しか存在しないという現状について、これを解消していくための新たな公法上の権利擁護システムの構築に向けた研究として、成年後見制度の今後の方向性についての検討を行った。
- iii 成年後見制度利用者に対する権利制限のあり方について下記調査及び検討を行った。
- ・ 成年後見制度利用者に対する権利制限のあり方についての研究の一環として、後見人等の有する取消権行使の実態を明らかにするため、当法人会員に対し、「取り消し権行使についてのアンケート」を実施し、成年後見法学会の学術大会において、その集計結果を発表し、後見人に一律に付与される取消権の運用状況について問題提起を行った。また、当法人ホームページにおいてその集計結果を公表した。
  - ・ 成年被後見人に選挙権がないとする公職選挙法第11条第1項第1号から「成年被後見

人」を除外する改正を求めて、総務省あての署名活動を継続し、総会、各シンポジウムなどの機会に署名の呼びかけを行った。今年度早々に総務省へ提出した。

- ・ 障害者権利条約第 12 条に抵触する恐れがある成年被後見人等に対する資格制限について、どの法律においてどのように規定されているか詳細に条文を調査し、成年後見制度開始の際審査される財産管理能力と関連があるかを検討した。さらに、これらの資格制限に合理的理由があるかも含めて今年度もその検討を継続中である。

### ③ ドイツ・オーストラリア視察及び世界会議への参加

当法人の松井理事長らが昨年 5 月 1 日から 6 日にかけてドイツを視察し、世話法の運用実態についての調査を行った。また、我が国の成年後見制度の今後のあり方を模索するため、昨年 10 月 15 日及び 16 日にオーストラリアのメルボルン市で開催された成年後見制度に関する第 2 回世界会議へ法人として杉山副理事長らが参加し、世界各国での運用状況を視察・確認した。

なお、ドイツ視察の内容についてはリーガルサポートプレス創刊号に、世界会議の内容についてはリーガルサポートプレス 3 号（いずれも HP に掲載）において報告している。

## (2) 第三者による医療同意の法律制定に向けての検討及び提言等

第三回広島研究大会において、「成年後見人の身上配慮義務と医療代行決定のあり方について」と題した分科会を担当し、本人に医療行為の同意能力が十分ではない場合の本人支援を原則とした成年後見人の関与のあり方と、法整備の目指す方向について、発表した。

また、医療関係者に引き続き、認知症患者の家族らに対して、本人に医療行為の同意能力がない場合の第三者による代行決定についてのアンケート調査を行った。これまで実施した各アンケート調査を総合した分析結果については、今年度の課題としている。

さらに、医療行為の同意検討委員会外部委員である成本迅医師が代表者を務める「認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発」プロジェクト (<http://j-decs.org/>) に関与し、医療行為を必要とする認知症高齢者の医療同意プロセスモデルの策定に協力している。

医療行為の同意検討委員会が関与するシンポジウム・論稿については下記の通りである。

- ・ 月刊登記情報第 52 巻 9 号「成年後見制度からみた医療同意問題について」

## (3) 成年後見人の職務指針の検討

一昨年度より、我が国の成年後見制度を支えるあらゆる成年後見人が成年後見制度の理念・趣旨に則した事務遂行を行うための職務指針の確立に向けて、イギリス 2005 年意思能力法・行動指針、横浜宣言における成年後見人の行動規範及び当法人の後見活動 10 のチェック等を参考にしつつ、後見人の職務指針を検討してきた。この検討経過を踏まえ、昨年度は総会翌日の研究大会における分科会において、「成年後見人はどう行動すべきか」と題し、イギリス 2005 年意思能力法・行動指針に関する研究発表を行った。また、今年 2 月 23 日には、分科会と同様に「成年後見人はどう行動すべきか」と題しつつ、具体的な成年後見人の行動指針案を提示してシンポジウムを開催した。

## 6. 公 3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

### (1) シンポジウムの開催

当法人主催で、昨年 11 月 25 日に「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について～高齢者が安心して幸せな生活をおくるために～」というテーマで市民公開シンポジウムを開催した。全国の福祉関係者、行政担当者、法律専門職など 123 名が参加した。



(このシンポジウムの詳細については月報司法書士平成25年3月号に掲載)。

また、今年2月23日には、「成年後見人はどう行動すべきか～成年後見人の行動指針を考えよう」というテーマで後見人の行動指針シンポジウムを開催した。当日の参加者は130名で、うち60名が一般参加者であった。

(このシンポジウムの詳細については月報司法書士平成25年5月号に掲載)。

## (2) 各種成年後見制度普及促進事業

### ① 日本成年後見法学会の活動支援

日本成年後見法学会に対し、役員や委員を派遣し支援をする等その活動支援を行った。

### ② 研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国・地方公共団体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員もしくは各支部に対して講師の派遣を要請した。これらの派遣にあたっては、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域をまたいだ、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応した。

### ③ 成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業

前記「1.2.(1)成年後見制度の普及にかかる支部事業の実施と支援」記載のとおり、支部が行う独自の成年後見制度普及促進事業は、支部メニュー事業のなかで対応した。

### ④ 市民後見人育成・支援事業

当法人として関与すべき市民後見人育成事業及びその関与のあり方について検討を開始した。また、各地で実施されている市民後見人育成事業を「市町村別実施状況連絡票」を用いて、支部からの情報収集を行っている。そうした検討結果や情報については、各支部に担当者を設置し、メーリングリストを活用して情報共有に努めている。

支部が市町村等の育成事業に協力するにあたって参考にできるよう、「成年後見の新たな担い手市民後見人」DVD及び「市民後見人養成講座」全三巻を配布した。さらに、徳島支部からの要請に応じて、支部会員において市民後見人育成事業についての理解を深めるための講師派遣を行った。

## (3) ホームページの改訂及び維持管理

視覚障害者用の音声読み上げサービスを追加するなど、市民向けの部分をより利用しやすく、分かりやすいスタイルに順次改訂を行い、会員向けの部分についても、会員の要望に応じて新たな項目や関係資料の追加を実施し、月1回の会員通信の発行も新仕様で行った。ただ、現在のホームページは破綻した業者から引き継いだ業者による運営であるため、その業者も詳細が把握できず様々な不具合に対応できないケースもあるなど、極めて効率の良くない運用状態にあることから、大規模な刷新を検討しなければならない時期に来ているといえる。

## (4) 小冊子等の更新と新たな広報誌の発行

「いつもあなたのそばに」等の小冊子及びリーフレットの内容を全面的に見直し、新しい小冊子・リーフレットを作成して各支部へ配布した。

また、主に関係団体向けに、当法人の存在と活動内容をより深く理解してもらうための情報発信用の広報誌として「Legal Support Press」をVol.1～Vol.3まで3回発行した。

## (5) 新たなキャラクターと愛称の決定

今まで使用していた犬のキャラクターの買い取りが不調に終わったため、新たなキャラク

ターとその愛称の公募を行い、くじらと青い鳥のコンビを基調としたデザインを採用し、愛称は「エールくん」（くじら）と「ホットちゃん」（青い鳥）に決定した。このキャラクターの著作権は全て当法人に帰属し、前回の犬の場合のように利用制限などは一切ないため、今後は各支部においても様々なケースに自由に使用していただきたい。なお、ロゴマークについては現状維持、名簿登載認識用バッジについては保留となった。

#### （6）支部事業支援助成の件

支部事業支援について各支部へ開催を依頼した。36支部からの申し込みがあり、結果報告書が提出された支部に対して助成金の支払いを行った。

#### （7）公益信託成年後見助成基金の受付事務

昨年度も、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）の委任を受け、募集案内と助成金給付申請の受付事務を行うとともに、当法人のホームページ上で助成基金に対する寄付の呼びかけを行った。

その結果、昨年度（第12回募集）は303件（新規137件、継続166件）の応募申請があり、司法書士、社会福祉士らに対し合計301件、総額3,527万6,000円が支給され、その一方、昨年9月30日現在の基金信託財産額は、1億9,512万1,372円と若干減少傾向にある。なお、昨年度からは、法人にも助成が行われている。

詳細は、事業報告別紙〔19〕記載のとおりである。

### 7. 公3 - ⑦ 地域連携促進事業

#### （1）高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

##### ① 障害者虐待防止法施行へ向けた対応

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、一昨年6月17日に成立し、昨年10月に施行された。

そこで、同法に関する研修会の講師養成等のために、同法の条文解説資料を作成した。さらに、後見などの業務を行う者にとって同法の知識は不可欠であり、広く会員に、その法律の内容を理解していただくために、同資料を当法人ホームページの会員専用ページに掲載して利用を図った。

また、昨年9月29日に日司連の主催のより「どこにでもある虐待の芽に気づくために」というテーマで、障害者虐待防止に関するシンポジウムが開催され、当委員会から委員を派遣して、その報告を受けた。

##### ② 高齢者虐待防止・障害者虐待防止についての研修講師の派遣

講師派遣要請があったところに対しては当委員会より講師を派遣したが、開催支部は少数にとどまった。

##### ③ 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進へ向けたシンポジウムの開催、学会への参加

当法人主催で、昨年11月25日に「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について～高齢者が安心して幸せな生活をおくるために～」というテーマで市民公開シンポジウムを開催した。全国の福祉関係者、行政担当者、法律専門職が参加し地域連携の取り組み方などを報告・検討した（このシンポジウムの詳細については月報司法書士平成25年3月号に掲載）。

また、毎年開催される日本高齢者虐待防止学会（J A P E A）が、昨年度は、7月14日（土）に神戸で開催された。毎年、学会には、当委員会が参加し演題を発表しているが、開催地の福祉関係者等が多数参加する本学会において、開催地のリーガルサポート支部が参加することによって、今後の地域連携がより促進されることになるであろうとの考えから、昨年度の

学会においては、当委員会とリーガルサポート兵庫支部が連携を図りながら、兵庫支部が学会での演題発表等を行った。また、その内容についての詳細を当法人ホームページの会員専用ページに掲載した。

## (2) 厚生労働省老人保健健康増進等事業

### ① 調査研究事業

一昨年度実施した厚生労働省老人保健健康増進等事業の調査結果を踏まえ、高齢者虐待防止や虐待対応など、市区町村や関係機関が実施する高齢者の権利擁護活動において法律専門職がどのように関与しているのか活動実態の全体像を把握するとともに、高齢者虐待防止や各種権利擁護活動に関与している法律専門職が抱える課題を把握するために、法律専門職（司法書士、弁護士）に調査を実施し、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係専門機関介入支援ネットワークの推進と法律専門職との連携モデルの呈示と標準的手法を示すための視覚教材を制作した。

実施したアンケート調査からは、今回調査対象とした活動状況すべての場面において一定の割合で法律専門職が関与しており、法律専門職が多様な場面で高齢者虐待防止や権利擁護活動における役割を担っている実態が明らかとなった一方で、市区町村との連携についてその予算確保の困難さや高齢者虐待に関する法律専門職の基本的な知識及び実践的な場面における知識・技術の不足などの課題も少なくないことが明らかになった。

視覚教材については、法律専門職にとって必要な専門的知識の平準化、標準化を図るとともに、法律専門職及び市区町村行政をはじめとする関係機関の今後の具体的実践の参考や、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携等の具体的方法を示した内容とした。調査報告書を当法人ホームページに掲載した。

### ② 日本高齢者虐待防止学会（J A P E A）での発表

日本高齢者虐待防止学会神戸大会において、一昨年度実施した厚生労働省老人保健健康増進等事業の、高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究調査結果の発表を行った。

## 【法人管理業務等】

### 1. 組織財政改革検討事業

#### (1) 変化に対応した組織財政改革

公益社団法人への移行、会員数及び受託事件数の増加に伴う組織及び財政規模の拡大など当法人を取り巻く環境変化に対応し、当法人及び会員が成年後見事業に取り組む態勢を万全なものとするため、現時点で早急な見直しが迫られている組織及び財政上の問題について、組織財政改革検討委員会を中心に所要の検討を行った。

#### (2) 各種検討事項

① 未成年後見への取り組みについては、未成年後見対応小委員会（当法人）が子どもの権利擁護委員会（日司連）と共同チームを組んで検討中であり、委員会の審議過程でも様々な意見が示されているが、最終報告の取りまとめに向けて、関係機関へのヒアリング、支部・司法書士会及び会員に対するアンケート、未成年後見に関する研修会などを実施した。

② 当法人の会費制度については、平成17年に一定の見直しがなされ、その後7年余が経過したところであるが、支部との会議等において会費制度の見直しを求める声が高まって

いることから、支部交付金との関連も含め、会費制度全般の見直しに着手した。定額会費については、現行の月額 2000 円を維持するのが相当か否か、定率会費については、現行の料率（一定の後見等事件につき受領した報酬額に 100 分の 5 を乗じた金額）を維持するのが相当か否かについて、会員の経費負担と当法人の事業経費とのバランス、事業活動の活性化確保の観点から、今後、本格化な検討を進める予定である。

## 2. 法人管理業務

### (1) 会員管理と事務局体制の充実

#### ① 事務局の運営及び事務局体制の充実

昨年度末で会員数が 6,300 名を超え、事務量が著しく増大している中で、事務の効率化を意識しながら事務局の体制整備を行いつつ会員の管理業務を行った。

#### ② 本部支部間の連絡体制の強化

今年 1 月 26 日全国支部長会議を開催して不祥事再発防止に関する伝達・協議をおこなった。その他支部本部連絡会議及びブロック会議などの場や日常の相互連絡を通じ、会員執務等に関する情報の相互共有と不祥事再発防止策の周知等を図り、本部と支部における現状と課題についての意識の共有、本部と支部の連携の強化に努めた。ブロック会議の詳細は事業報告書別紙〔12〕「平成 24 年度ブロック会議開催状況」を、支部本部連絡会議の詳細は事業報告別紙〔13〕「平成 24 年度支部本部連絡会議開催状況」を参照。

#### ③ 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

当法人各支部の活動や日司連、各司法書士会の協力を得て、正会員の入会、後見人等候補者名簿への登載を推進してきたところ、司法書士正会員数が 6380 名（504 名増）、司法書士法人正会員数が 73 法人（15 法人増）になり、また、名簿登載者数も 4898 名（延べ人数）に増加した。

#### ④ 賛助会員及び寄付金の募集

当法人が実施する公益目的事業の趣旨に賛同する賛助会員を募ってきた結果、個人賛助会員 1 名及び法人賛助会員 1 社の入会があった。寄付金の募集については十分な成果が上げられなかった。

#### ⑤ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の定款及び諸規則・諸規程については、各規定間の整合性等を見直すとともに、随時、規定の改定を行った。

特に、司法書士法人に関する諸規定の改定作業を重点的に行った。また、業務報告書未提出者に関する除名処分の規定の改定作業を行った。

当法人支部と各司法書士会間の会員苦情情報の共有化に向けた検討を行い、日司連とも協議を行った。

#### ⑥ 各種名簿の管理

会員名簿、後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、また、後見人等候補者名簿の登載者に対して登載証明書の発行事務等を行った。昨年度は、司法書士法人会員についての名簿管理を効率的に行うために管理システムの変更を行うとの事業計画であったが、L S システムの開発を行うこととしたため、司法書士法人会員の特別なシステム変更は行わなかった。

#### ⑦ 包括補償保険制度の検討

今年度より身元信用保険契約の継続が困難となったため、これに代わる保険について組織財政改革検討委員会を中心に検討を行い、今年度より身元信用保険の代替金の交付について実施することとなった。

## (2) 新・新公益法人会計基準の準拠

### ① 新・新公益法人会計（平成 20 年公益会計基準）に基づく本部支部の統一的会計処理体制の維持・継続

昨年、初めての内閣府公益等認定委員会への報告の際に、これまで当法人で行っていた『貸借対照表科目（現金勘定及び預金勘定）については、「公益目的事業会計－共通」に一括して処理をし、法人会計区分に属する取引を行う場合は、他会計への繰入れ・繰出し勘定科目を使用するという方法』、及び、『「収益－本部支部受入金」について、「内部取引消去会計」に一旦繰入れ、他会計への繰入れ・繰出し勘定科目を使用して「公益目的事業会計－共通」に繰り入れる取り扱い』について、形式的とはいえ平成 20 年公益会計基準に反するという指摘を受けた。したがって、今年度期からは、「内部取引消去会計」を廃止すると共に、「公益目的事業会計－共通」と「法人会計」の各会計区分毎に資産・負債を帳簿上管理することに変更することになった。

以上のことから、予算作成の段階においても、昨年度と異なる処理が必要になり、取り扱いを変更した「平成 25 年度支部予算作成の手引き」を各支部に配布し、これらの変更に伴う仕訳方法についても、従来の「PCA 公益法人会計仕訳入力事例集」を全面的に修正し、各支部に配布した。また、昨年度期末処理に関しても、従来のものに修正を加えて各支部に配布した。

### ② 公益認定基準に基づく財務体制の維持

公益認定基準の一部である財務三基準（収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産制限）を遵守することが、公益認定継続の重要な要件であるため、それらに基づいた配賦比率の策定や収支予算書の作成等を行った。

### ③ PCA 公益法人会計ソフトへの対応

PCA 公益法人会計ソフトについて、Windows7 に対応するためのバージョンアップの必要が生じたが、これに対しては、遠隔処理という方法で対応した。

## (3) 個人情報保護システムの整備

当法人が定めた「個人情報保護運用マニュアル」の見直しを行うため、まず、見直し手順の検討を行い、次に見直しのための調査に着手した。

## (4) 会員支援システム検討事業

LS システムには、会員管理、執務管理、会費管理、研修管理の機能が装備される予定であるが、開発過程の各運用等の整理・調整に時間を要することから、段階的に第 1 期と第 2 期に分けて開発を進めることとした。

まず、第 1 期においては、当法人の根幹とも言うべき執務管理機能を中心に開発することとし、今年度内に全国支部が利用できるように開発を進めきた。併せて、その稼働に向けた管理者向け及び会員向けの研修方法等についての準備も行ってきた。

そして、その他の会員管理、会費管理及び研修管理の機能については第 2 期として開発することとし、来年度に全支部が稼働することを目標として進めることとした。

法定後見の事務において預り金口座を開設することに関する指針（業務委員会案）

当法人の会員である成年後見人又は預貯金に関する取引等について代理権を付与されている保佐人若しくは補助人（以下「成年後見人等」といいます。）が、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「本人」といいます。）の財産を管理するために、いわゆる「預り金口座」を開設することについて、次のとおり指針を示します。

1. 原則として、「預り金口座」を開設しないでください。

【理由】成年後見人等が本人の財産を「預り金口座」で管理している場合における「預り金口座」は、形式的には、成年後見人等に帰属している（預金債権の帰属主体は成年後見人等である）との外観を呈することになります。そうすると、「預り金口座」の名義人の表示によっては、本人の財産を成年後見人等が横領したような外観を呈することになりますし、そうでなくても、成年後見人等の債権者によって「預り金口座」が差し押さえられたり、あるいは、成年後見人等が死亡した場合に成年後見人等の個人の相続財産と混合したりしてしまう危険があります。特段の事情がない限り、成年後見人等は、そのような危険を回避する義務を負うべきであると考えられるからです。

2. 例外的に「預り金口座」を開設する場合の注意点

応急処分義務（民法 874 条,876 条の 5 第 3 項,876 条の 10 第 2 項,654 条）の履行のため等やむを得ず一時的に「預り金口座」を開設して本人の預貯金を管理する場合には、次の各点については十分にご留意願います。

- (1)家庭裁判所に相談すること。
- (2)本人死亡前に開設した場合には、その旨及び残高を家庭裁判所に報告すること。
- (3)当法人へ提出する報告書（就任・遂行・終了）の適宜の箇所にその旨を記載すること。
- (4)名義は、本人名・預り金である旨・会員名が記載されているものとする。
- (5)当該口座は、本人が死亡しても凍結されないものであること。

特に、(4)については、成年後見人等が管理している他の事件の成年被後見人等の財産や成年後見業務以外の他の事件の依頼者からの預り金と絶対に混合しないようにしてください（数人の本人の財産を同一の預貯金口座で管理しないでください）。また、(4)の要件を充足する「預り金口座」の開設を拒む金融機関もあるようですが、(4)の要件を充足しない預貯金口座は、その帰属主体が不明確となりますので、やむを得ず「預り金口座」を開設する場合には、(4)の要件を満たす「預り金口座」の開設を許容する金融機関を探すようにしてください。

なお、本人の葬儀費用は、本来は喪主（施主）が負担すべきものであって、当然に本人又はその相続財産が負担すべきものではないと考えますから、ご注意願います。

以上

## 会員の孤立化を防ごう

業務相談委員会

当委員会は、会員の執務の指導・監督及び支援や会員等から寄せられる相談への対応、その事例収集及び提供に関する事項などの活動をしております。

そのため、会員のみなさまからの執務に関する相談を、原則として支部経由で受け付けておりますが、会員の皆様から当委員会に直接寄せられる相談の中には、基本的な知識や多少の経験があれば容易に回答できるものが散見されます。

もちろん、後見業務については初心者の方もおられるでしょうから、間違った執務を防止するためにも、不明なことを積極的にご相談いただくことは大歓迎です。

しかしながら、容易に回答できるような相談をいただきますと、この会員は周囲に気軽に相談できる友人・知人がいないのだろうか、と心配になってしまいます。

これまでリーガルサポートの会員においても、いくつかの不祥事が発生しております。また、各支部においては、苦情も寄せられていることと存じます。そのような不祥事や苦情の原因のひとつとして、会員の知識不足や経験不足が挙げられると思いますが、それらの不足を補うのが、他の会員との交流であろうかと考えます。

後見業務は、10年以上のキャリアを有する会員でも悩むことばかりの業務です。そして多くの会員が、日々の疑問を周囲の会員に相談して解決しています。そのことは、何よりも会員のみなさまがよくご存知のことでしょう。

ところが、誰にも相談できない会員がいらっしゃるのではないのでしょうか。

そのような会員を孤立させてはなりません。

少しのアドバイスをするだけで、不祥事や苦情を防ぐことができるかもしれせん。

各支部におかれましては、個々の会員が孤立することのないよう、気配り・目配りをしていただけませんか。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

「任意後見・任意代理発効前定期報告書」を提出すべき場合

- |                      |   |                                 |
|----------------------|---|---------------------------------|
| ①任意後見契約のみ            | } | ⇒契約後、任意後見契約が発効するまで              |
| ②見守り契約＋任意後見契約        |   |                                 |
| ③任意代理契約のみ〔例外的な場合〕    | } | ⇒契約後、任意代理契約が発効するまで              |
| ④見守り契約＋任意代理契約        |   |                                 |
| ⑤任意代理契約＋任意後見契約       | } | ⇒契約後、任意代理契約又は任意後見契約のいずれかが発効するまで |
| ⑥見守り契約＋任意代理契約＋任意後見契約 |   |                                 |

注1 いずれの場合も、見守り契約の有無にかかわらず、提出が必要となります。

注2 支部運営規程基準第6条第2項括弧書きにおいて、「第9条第5項において前項の規定を準用する場合」を除外していることから、⑤及び⑥の場合には、任意後見契約発効前かつ任意代理契約発効前に限り、本報告書の提出が必要となります。

注3 改正前に契約を締結した案件についても、本報告書の提出が必要となります。



## 任意後見等契約関係報告書一覧

契約内容	<b>◆任意後見契約</b> <b>◆見守り契約 + 任意後見契約</b>	
報告内容	(契約時) 就任報告書	契約後速やかに提出
	発効前報告書	見守り契約の有無に関係なく1年ごとに提出
	(任意後見) 就任報告書	任意後見契約発効後速やかに提出
	(任意後見) 事務遂行報告書	任意後見契約発効後3か月ごとに提出
	終了報告書	委任者の死亡等により終了した場合、財産管理の計算及び 残余財産引き渡し終了後に速やかに提出  引き渡しが遅れる場合は、財産管理の計算後と引き渡し 後の2回に分けて提出

契約内容	<b>◆任意代理契約 + 任意後見契約</b> <b>◆見守り契約 + 任意代理契約 + 任意後見契約</b>	
報告内容	(契約時) 就任報告書	契約後速やかに提出
	発効前報告書	見守り契約の有無に関係なく1年ごとに提出
	(任意代理) 就任報告書	任意代理契約発効後速やかに提出
	(任意代理) 事務遂行報告書	任意代理契約発効後3か月ごとに提出
	(任意後見) 就任報告書	任意後見契約発効後速やかに提出
	(任意後見) 事務遂行報告書	任意後見契約発効後3か月ごとに提出
	終了報告書	委任者の死亡等により終了した場合、財産管理の計算及び 残余財産引き渡し終了後に速やかに提出  引き渡しが遅れる場合は、財産管理の計算後と引き渡し 後の2回に分けて提出